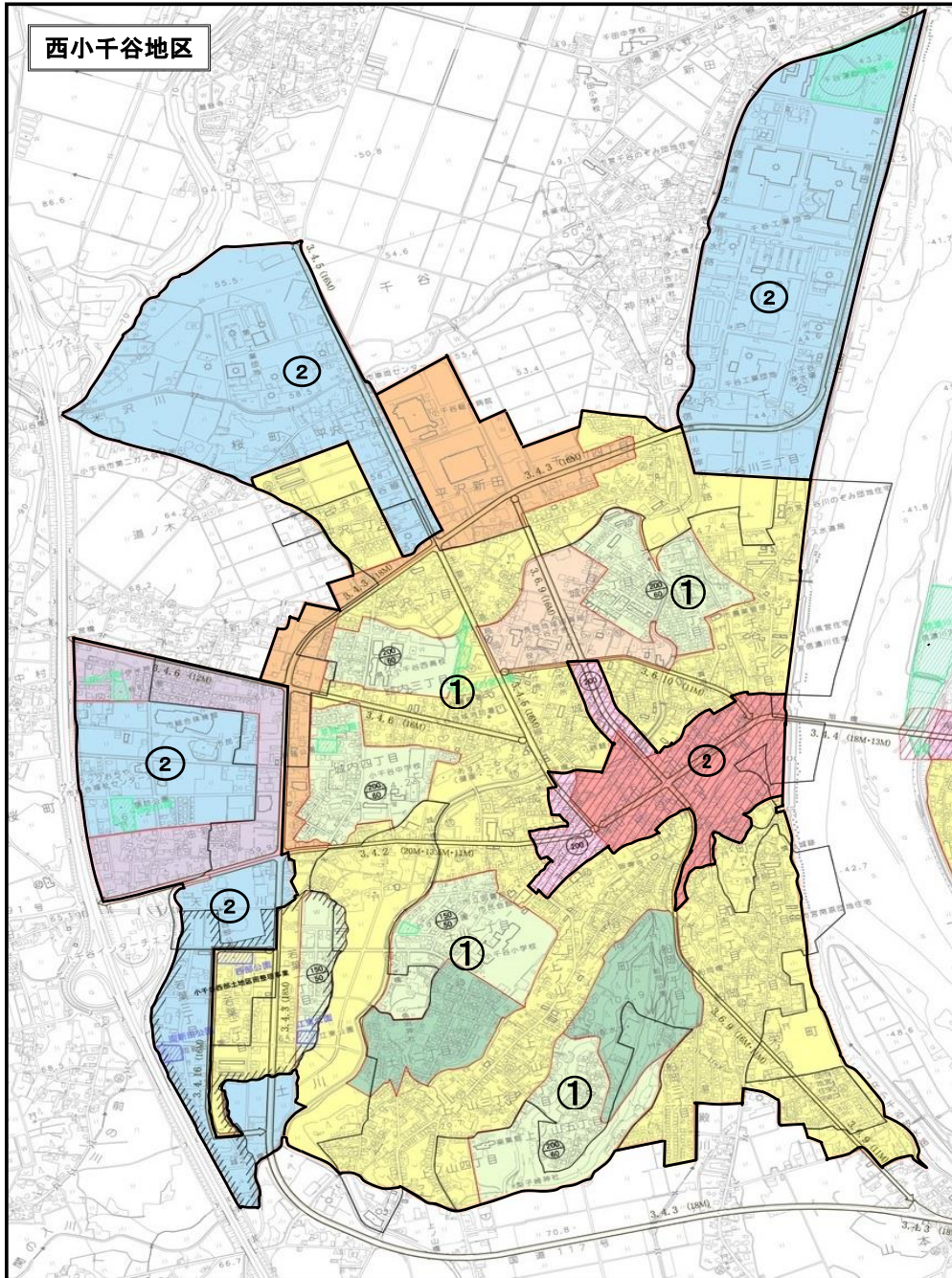


振動規制法に基づく規制地域図（令和8年3月12日現在）



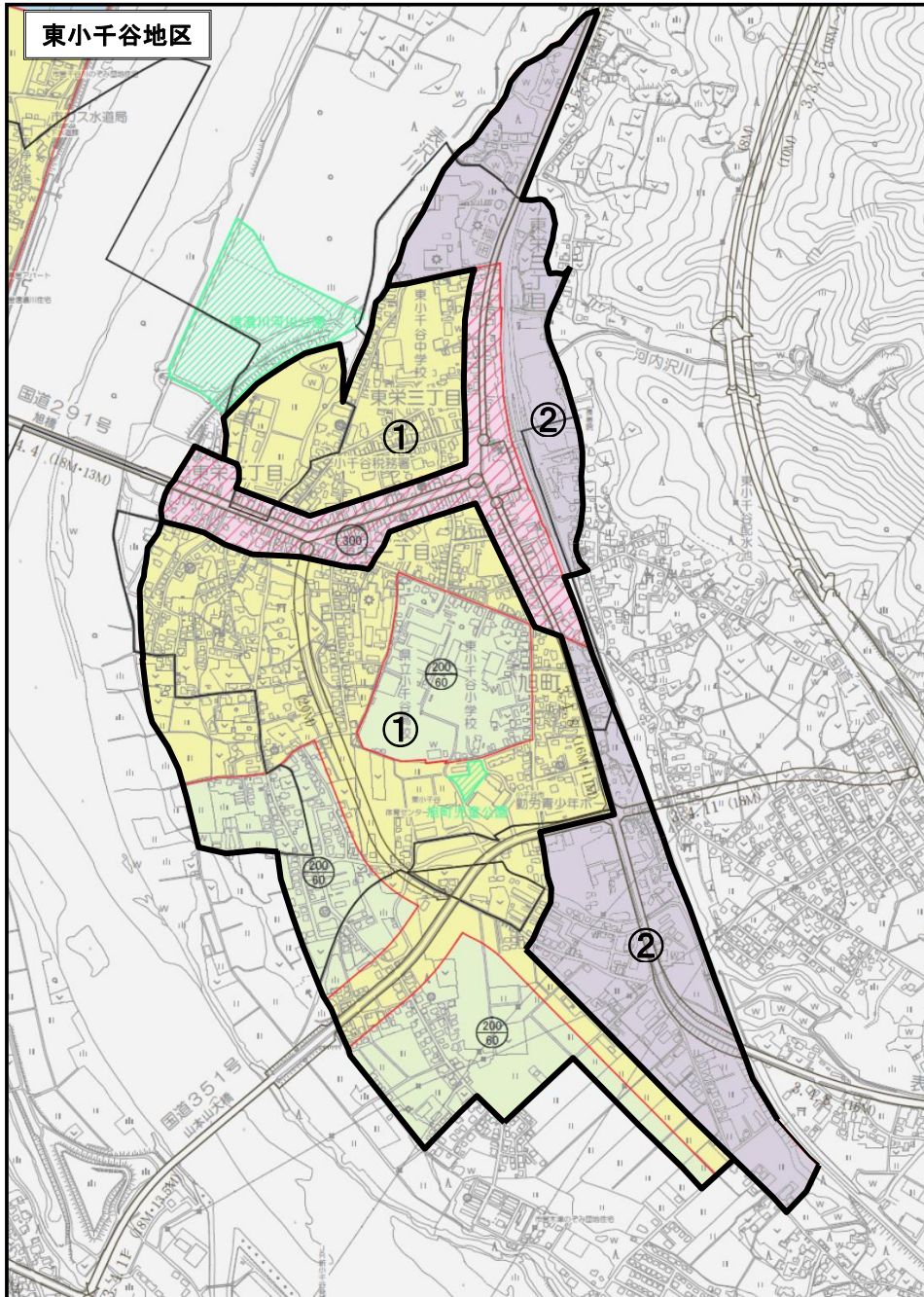
用途地域		規制地域	
第1種低層住居専用地域		第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域		第2種地域	②
商業地域			
準工業地域			
工業地域			

規制基準（特定工場等に係る振動基準） 単位：dB				
区域の区分	法令の区分		時間の区分	
	振動規制法	県条例	昼間	夜間
区域の区分	対象時刻		8～19	19～8
	第1種区域	第1種区域	60	55
		第2種区域		
	第2種区域	対象時刻		8～20
第3種区域		第4種区域	65	60

備考 法律では、学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は当該数値から5デシベルを減じた値とする。

道路交通振動 単位：dB			告示一覧
区域の区分	昼	夜	■用途地域 平成13年3月30日 小千谷市告示第 26号 平成22年8月10日 小千谷市告示第118号 平成25年4月10日 小千谷市告示第 53号 令和3年3月30日 小千谷市告示第 31号 ■規制地域の指定 平成21年4月 1日 小千谷市告示第 59号 平成25年4月10日 小千谷市告示第 64号 令和8年3月12日 小千谷市告示第 29号
(対象時刻)	8～19	19～8	
第1種区域	65	60	
(対象時刻)	8～20	20～8	
第2種区域	70	65	

振動規制法に基づく規制地域図（令和8年3月12日現在）

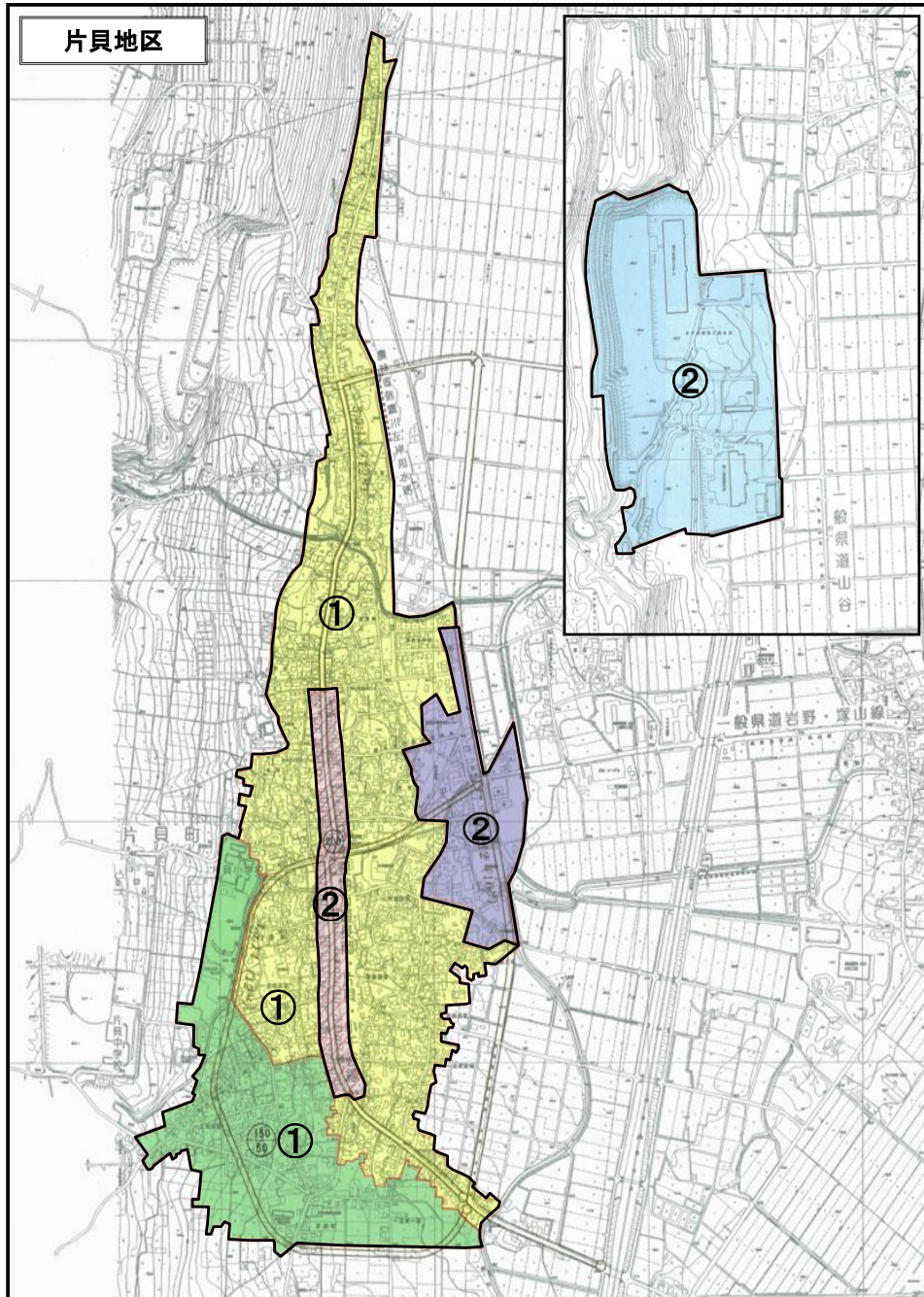


用途地域	規制地域
第1種低層住居専用地域	第1種地域 ①
第1種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	第2種地域 ②
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

規制基準（特定工場等に係る振動基準） 単位：dB				
区域の区分	法令の区分		時間の区分	
	振動規制法	県条例	昼間	夜間
	対象時刻		8～19	19～8
	第1種区域	第1種区域	60	55
第2種区域				
対象時刻		8～20	20～8	
第2種区域	第3種区域	65	60	
	第4種区域			
備考	法律では、学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は当該数値から5デシベルを減じた値とする。			

道路交通振動 単位：dB			告示一覧
区域の区分	昼	夜	■用途地域 平成13年3月30日 小千谷市告示第 26号 平成22年8月10日 小千谷市告示第118号 平成25年4月10日 小千谷市告示第 53号 令和3年3月30日 小千谷市告示第 31号 ■規制地域の指定 平成21年4月 1日 小千谷市告示第 59号 平成25年4月10日 小千谷市告示第 64号 令和8年3月12日 小千谷市告示第 29号
(対象時刻)	8～19	19～8	
第1種区域	65	60	
(対象時刻)	8～20	20～8	
第2種区域	70	65	

振動規制法に基づく規制地域図（令和8年3月12日現在）



用途地域	規制地域
第1種低層住居専用地域	第1種地域 ①
第1種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	第2種地域 ②
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

規制基準（特定工場等に係る振動基準） 単位：dB				
区域の区分	法令の区分		時間の区分	
	振動規制法	県条例	昼間	夜間
区域の区分	対象時刻		8～19	19～8
	第1種区域	第1種区域	60	55
		第2種区域		
	第2種区域	対象時刻		8～20
第3種区域		65	60	
第4種区域				
備考	法律では、学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は当該数値から5デシベルを減じた値とする。			

道路交通振動 単位：dB			告示一覧
区域の区分	昼	夜	■用途地域 平成13年3月30日 小千谷市告示第 26号 平成22年8月10日 小千谷市告示第118号 平成25年4月10日 小千谷市告示第 53号 令和3年3月30日 小千谷市告示第 31号 ■規制地域の指定 平成21年4月 1日 小千谷市告示第 59号 平成25年4月10日 小千谷市告示第 64号 令和8年3月12日 小千谷市告示第 29号
(対象時刻)	8～19	19～8	
第1種区域	65	60	
(対象時刻)	8～20	20～8	
第2種区域	70	65	